

議案第 1 号

令和 8 年度 静岡県薬剤師会の会費納入額に関する件

## 令和 8 年度 静岡県薬剤師会の会費納入額に関する件

令和 8 年度の静岡県薬剤師会会費の納入額は、次表記載のとおりである。

会員の種類	会費の種類	対 象	会費額
正会員	通常会費 A	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、医薬品製造販売業、医薬品製造業、医薬部外品製造販売業、医薬部外品製造業、化粧品製造販売業、化粧品製造業、医療機器製造販売業及び医療機器製造業の開設者(法人の場合は代表者)及び管理者(製造販売業の場合は総括製造販売責任者、製造業の場合は医薬品製造管理者)	45,000円
	通常会費 B	上記以外の正会員	15,000円
準会員	通常会費	個人	1,000円
賛助会員	賛助会費 A	個人	10,000円
	賛助会費 B	団体	50,000円
<p>&lt;備考&gt;</p> <p>1 正会員の会費の納入は、令和 8 年 8 月末日までとする。但し、新規会員の会費の納入は、入会の決定を受けた日から 30 日以内とする。</p> <p>2 正会員の会費の納入方法は、静岡県薬剤師会からの納入通知書により各地域・職域薬剤師会ごとに徴収し、期日までに静岡県薬剤師会指定口座（静岡銀行呉服町支店 普通預金No.015823）への一括納入とする。</p> <p>3 準会員及び賛助会員の会費の納入期日及び納入方法は、静岡県薬剤師会の会長がその都度定める。</p>			